

## 令和4年第4回広尾町議会臨時会 第1号

令和4年11月29日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 報告第14号 専決処分の報告について
- 5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 8 議案第70号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 9 議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 10 議案第72号 広尾町職員給与条例の一部改正について
- 11 議案第73号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 12 議案第74号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第9号）について
- 13 議案第75号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 14 議案第76号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 15 議案第77号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 16 議案第78号 令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 17 議案第79号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 18 議案第80号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 19 発議第17号 乳幼児及び児童医療費助成事業の拡大に関する決議について

### ○出席議員（11名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
6番 志村 國昭	7番 星加 廣保
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 山谷 照夫
13番 堀田 成郎	

### ○欠席議員（1名）

5番 北 藤 利 通

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副 町	長	田	中	靖 章
会 計 管 理 者		山	崎	勝 彦
兼 出 納 室 長		山	崎	勝 彦
総 務 課 長		山	岸	直 宏
総 務 課 長 補 佐		柏	崎	弥 香 子
併 総 務 課 参 事		西	内	努 雄
併 総 務 課 主 幹		木	幡	幸 樹
併 総 務 課 主 幹		木	村	正 昭
併 総 務 課 主 幹		坂	田	邦 隆
企 画 課 長		及	川	隆 之
企 画 課 長 補 佐		鎌	田	直 慎
住 民 課 長		楠	本	直 美
住 民 課 長 補 佐		村	中	晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐		三	浦	直 子
保 健 福 祉 課 長		宝	泉	一 大
保 健 福 祉 課 参 事		宝	坂	一 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長		宝	泉	一 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長		村	上	洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長		保	坂	一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長		三	浦	直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長		浜	頭	力 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長		佐	藤	清 子
認 定 こ と も 園 ひ ろ お 保 育 園 長		西	脇	優 子
認 定 こ と も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長		佐 々	木	み ゆ き
兼 豊 似 保 育 所 長		佐 々	木	み ゆ き
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長		金	石	輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長		金	石	輝 義
農 林 課 長		平		浩 則
兼 町 営 牧 場 長		平		浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長		平	谷	直 宏
建 設 水 道 課 長		寺	井	昌 真
建 設 水 道 課 長 補 佐		三	上	昌 樹

建設水道課長補佐	川崎幸一
兼下水終末処理センター長	寺井真
港湾課長	安岡伸弘
港湾課長補佐	須田圭一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅原康博
管 理 課 長	山畑裕貴
管 理 課 長 補 佐	三浦弘樹
学校給食センター所長	山岸達也
社 会 教 育 課 長	沖田一美
兼 図 書 館 長	沖田一美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖田一美

〈農業委員会〉

会 長	今村弘美
事 務 局 長	森谷亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白石晃基
事 務 局 次 長	佐藤直美
総 務 係 主 事	浅野愛海

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和4年第4回広尾町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。  
議員の出欠であります。5番、北藤利通議員より欠席の届出があります。  
本臨時会には、町長から報告1件、承認3件、議案11件を受理しております。また、議会から決議案1件を受理しております。  
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、6番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。  
村瀬町長、登壇願います。
- 1、町長（村瀬） 令和4年第4回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、ありがとうございます。  
行政報告をさせていただきます。  
初めに、1点目の町税の徴収誤りについてであります。

11月分の住民税、固定資産税、国保税のゆうちょ銀行振替分が誤って引き落とされたもので、該当する町民の方から引き落とし金額が違うという連絡を受け、直ちに確認したところ、今回のミスが発覚し、早急に該当となった全ての方に電話連絡をいたしまして、今回の経緯を説明の上、お詫びを申し上げたところであります。

これにつきましては、令和3年度の情報を使用したことが原因でありまして、該当者44人、金額にして198万8,000円と判明しております。

今後の対応といたしまして、過大請求となった方へ還付を行い、また、過少請求となった方についてはその差額の引き落としを再度行うこととしており、詳細の内容につきましては文書をもって通知し、改めてお詫び申し上げる予定であります。

今後は、こういったことのないよう管理体制をより一層強化し、適正な業務の執行に当たるよう努めてまいります。

次に、2点目の新型コロナワクチンの接種状況についてであります。

本町における接種状況は、11月25日現在で、12歳以上の接種対象者5,834人に対しまして、2回目の接種を終えた方は5,424人で93%、3回目の接種を終えた方は4,849人で83.1%、4回目の接種を終えた方は、3,508人で60.1%となっております。

オミクロン株対応ワクチンは、9月28日から接種を開始しており、3回目以降に接種をした方は1,653人となっております。

また、5歳から11歳までの接種対象者268人に対しまして、2回目の接種を終えた方は75人で28%、3回目の接種を終えた方は43人で16%となっております。

これまで町内の医療機関の協力によりまして、順調にワクチン接種を進めることができました。今後におきましても、引き続きワクチン接種を継続し、年度内には希望される全ての方への接種を完了する予定となっております。

なお、12月からは新たに生後6か月から4歳までの乳幼児につきまして、接種希望者に対して初回接種の実施を予定しております。

次に、3点目の投票区の変更についてであります。

第5次広尾町行政改革大綱において、効率的な行政運営体制の推進として選挙投票所の見直しを継続取組事項となっており、投票所の統合、投票所施設の変更、投票時間の変更が掲げられております。そのうちの投票所の統合が、関係町内会役員の皆様、そして町内会の皆様のご理解とご協力の下、令和4年12月の選挙人名簿登録から統合対象区域の有権者の方々について、第3投票区、漁村環境改善総合センターは第1投票区、商工会と、第2投票区、老人福祉センターのいずれかに、そして第8投票区、紋別研修センターは現在の第7投票区、農村環境改善センターに登録されることになりました。これにより、本町の投票所は現在の9か所から7か所に変更となり、次回の選挙から変更後の投票所での投票となります。

統合の対象となった町内会の有権者の皆様に対しましては、ご理解とご協力をいただいたことに改めて感謝を申し上げます。

なお、本件につきましては、広報やウェブサイト等で周知する予定となっております。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第14号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第14号 専決処分の報告についての報告を行います。  
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第14号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

この契約変更につきましては、本工事の施工に当たり、現地の精査により、のり面保護工の数量及び準備工の概数数量について変更が生じたため、専決処分を行ったものであります。

1の工事名及び3の契約の相手方は記載のとおりであり、当初契約から変更はありません。

2の契約額につきまして、契約金額8,998万円を118万1,400円増額し、9,116万1,400円と変更したもので、変更の増減が1.3%かつ500万円以下の契約変更であります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第14号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第5 承認第5号～日程第7 承認第7号

1、議長（堀田） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてから日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第5号から承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

議案は3ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、これらの事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

初めに、承認第5号、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第8号）であります。

次のページの専決処分書であります。

専決処分の理由であります。高齢者世帯等給付金給付事業費予算、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業予算及び水道料金減免事業予算の追加計上について、特に緊急を要する

ため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和4年10月24日であります。

次の5ページの令和4年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ7,594万3,000円を追加し、82億2,225万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入であります。

13款1項使用料は、簡易給水施設水道使用料の減免による減額であります。

14款2項国庫補助金は、高齢者世帯等給付金給付事業及び水道料金減免事業に充当する地方創生臨時交付金並びに電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の事業費補助金及び事務費補助金であります。

15款2項道補助金は、高齢者世帯等給付金給付事業の道補助金であります。

次に、歳出であります。

議案は7ページであります。

3款1項1目社会福祉総務費は、福祉灯油助成事業対象者のうち住民税非課税の高齢者世帯に対して1世帯当たり1万2,000円を給付する事業の予算の追加でありまして、地方創生臨時交付金及び道補助金を活用するものであります。11目は、国の事業である電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る事業費であります。

4款1項1目保健衛生総務費は、水道料金減免による歳入補填のため、簡易水道及び水道事業会計へ繰り出しを行うもので、地方創生臨時交付金を充当するものであります。

なお、地方創生臨時交付金は一般会計の歳入の原資補填には充てられないため、簡易給水使用料基本料金減免については町単独事業として行うものであります。

12款1項予備費は、全体予算の調整をするものであります。

次に、承認第6号についてであります。

令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

次のページの専決処分書であります。

専決処分の理由であります。水道料金減免事業予算の追加計上について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和4年10月24日であります。

10ページの令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものであります。

次のページの歳入であります。

1款1項使用料は、簡易水道使用料の減免による減額であります。

2款1項一般会計繰入金は、減免額相当分を繰り入れるものであります。

続きまして、承認第7号についてであります。

令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

次のページの専決処分書であります。

専決処分の理由であります。水道料金減免事業予算の追加計上について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和4年10月24日であります。

14ページの令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

第1条は、令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

歳入で、第1款第1項営業収益から1,400万円を減額するものでありまして、水道使用料の減額であります。

第2項営業外収益に1,419万8,000円を追加するものでありまして、一般会計補助金であります。

次に、歳出であります。

第1款第1項営業費用に19万8,000円を追加するもので、水道料金減免に係るシステム改修委託料であります。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件3件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。承認第5号 専決処分の承認を求めることについてから承認第7号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第5号から承認第7号までの3件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本件3件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件3件は討論を省略します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについてから承認第7号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。本件3件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件3件は承認することに決しました。

◎日程第8 議案第70号

1、議長(堀田) 日程第8、議案第70号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第70号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員の期末手当の支給率について改正するものであります。

お手元の議案資料8ページをお願いいたします。

期末手当の比較であります。縦に議長から議員までの区分ごと、横に期末手当算定の基準額となる報酬月額、期末手当支給率、そして支給額となっております。

改正内容につきましては、区分の改正前、現行であります。6月、12月の支給率100分の210をそれぞれ100分の5ずつ引き上げ、令和5年度以降の欄の100分の215に改正するものであります。

また、次のページの新旧対照表の一番下であります。附則に新たに第10項を追加いたしまして、本年12月に支給する期末手当については100分の220を乗じて得た額としたいとするもので、先ほどの期末手当の比較の改正後の令和4年度の区分のとおりとなるものであります。

なお、附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしく願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第70号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第71号

1、議長(堀田) 日程第9、議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議案第70号と同様に特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、特別職の期末手当の支給率について改正するものであります。

議案資料は10ページであります。

先ほど同様の期末手当の比較であります。縦に特別職の職名の区分ごと、横に期末手当算定の基礎額となる給与月額、期末手当支給率となっております。

改正内容につきましては、区分の改正前、現行であります。6月、12月の総支給率100分の215をそれぞれ100分の5ずつ引き上げ、令和5年度以降の欄の100分の220に改正するものであります。

また、次のページの新旧対照表にありますように、附則に新たに第20項を追加しまして、本年12月に支給する期末手当については、100分の225を乗じて得た額を支給したいとするもので、先ほどの期末手当の比較の改正後の令和4年度の区分のとおりとなるものであります。

なお、附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第72号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第72号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第72号 広尾町職員給与条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案は17ページ、議案資料は12ページであります。

本案につきましては、本年8月に人事院が国に勧告した内容に基づき、国家公務員の給与法である一般職の職員の給与に関する法律が一部改正となり、11月18日に公布されました。本町におきましても、この法改正に準じて職員の給料表及び期末手当支給率の改正を行うもので、内容につきましては、初任給及び若年層の給与月額を平均0.3%、勤勉手当総支給率を100分の10引き上げるものであります。

改正概要であります。

初めに、1の職員の給料表の改正であります。行政職につきましては、大卒程度に係る初任給を3,000円、高卒者に係る初任給を4,000円引き上げ、若年層につきましても1,000円程度引き上げる改正となっております。

医療職につきましては、行政職との均衡を基本に改正するものであります。

次に、2の勤勉手当支給率の改正であります。

一般職につきましては年間の総支給率を100分の190から100分の200に、再任用職につきましては100分の90から100分の100に、それぞれ100分の10引き上げる改正を行い、議案の第1条で本年12月の支給率を一般職は100分の105、再任用職は100分の55とし、第2条で令和5年以降の6月、12月の支給率を一般職は100分の100に、再任用職は100分の50に、それぞれ改正するものであります。

次のページから新旧対照表、そして31ページから行政職と医療職の給料表の対比表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

議案の33ページであります。

附則第1条におきまして、本条例は公布の日から、そして改正条例第2条の規定は令和5年4月1日から施行し、第2項で給料表の改正については令和4年4月1日から適用したいとするもので、第2条において改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第72号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第73号

1、議長(堀田) 日程第11、議案第73号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第73号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、職員の給与を引き上げる改正と均衡を図る必要があることから、会計年度任用職員につきましても関係条例の一部を改正したいとするものであります。

議案資料の12ページであります。

下段のほうに会計年度任用職員の記載があります。1つ目は、給料表の改正でありまして、会計年度任用職員が適用となる基礎号給を1級は3,900円、2級は3,300円、3級は2,500円、それぞれ引き上げ、平均改定率は1.3%になるものであります。

会計年度任用職員の給料表につきましては、制度導入前に引き続き国家公務員行政職俸給表の2を準用しておりまして、国の改正どおりの内容となっており、資料37ページに給料表の対比表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

2つ目の期末手当の改正につきましては、職員の期末勤勉手当支給率の引上げに合わせて会計年度任用職員にも同様に6月、12月の期末手当の支給率をそれぞれ100分の5ずつ引き上げ、附則第2条で期末手当の額の特例を規定し、本年12月に支給する期末手当の額を100分の130の割合を乗じて得た額としたいとするものであります。

資料16ページから新旧対照表となっております。

期末手当の支給率を引き上げるため、職員給与条例を準用する規定を改正し、支給割合等を定め

る内容となっております。

議案の40ページに戻りまして、附則の関係であります。

附則第1条において、本条例は公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は令和4年4月1日から適用し、第2条は先ほど説明申し上げたように本年12月の期末手当の特例を規定しております。第3条において、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第73号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第74号～日程第18 議案第80号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第74号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第18、議案第80号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 議案第74号から議案第80号まで一括して提案説明を申し上げます。

主な補正内容は、全会計にわたって給与条例等の改正による人件費の整理を行っております。

最初に、議案第74号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,140万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を82億4,365

万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

お手元に事項別明細書も併せてお願いをいたします。補正予算（第9号）であります。

補正の歳入であります。

14款2項国庫補助金は、物価高騰対策に係るコロナ臨時交付金の追加であります。

15款2項道補助金は、事業の増に伴う補助金の追加であります。

17款1項寄附金は、ふるさと納税寄附金の見込みによる整理であります。

18款1項繰入金は、ふるさと納税寄附金の整理に伴い減額するものであります。

次に、歳出であります。

給与条例等の改正による人件費以外の事項について主なものを説明いたします。

事項別明細14ページであります。

5款1項3目農業振興費は、物価高騰に伴い農業経営に影響を受けている生産者へ補助を行うものであります。

5款2項2目林業振興費は、人工林造林推進事業の増による追加及び物価高騰により経営が圧迫されている林業事業体への補助を行うものであります。

次のページの5款3項2目水産業振興費は、原材料や原油価格の高騰に伴い、事業者へ支援金を支給するものであります。

16ページ、6款1項6目ふるさと納税推進費は、返礼品の経費率引下げによる報償費の減額及び業務のコーディネート等の委託等の追加であります。

17ページ、6款1項7目中小企業緊急支援事業費は、物価高騰に伴う町内中小企業等及び運送事業者に対し支援金を給付するものであります。

23ページ、12款1項予備費は、全体予算を調整するものであります。

なお、事業の詳細につきましては、副町長並びに担当課長より補足説明をいたします。

次に、議案第75号についてであります。

議案書は45ページであります。

本案は、令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億3,807万4,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの第1表であります。

人件費の追加を一般会計から繰入金で調整するものであります。

続きまして、議案第76号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる

とするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億6,318万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの第1表であります。

人件費の追加を一般会計からの繰入金で調整するものであります。

続きまして、議案第77号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万円を追加し、歳入歳出の総額を9億5,942万6,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの第1表であります。

人件費の追加を一般会計からの繰入金で調整するものであります。

続きまして、議案第78号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ46万円を追加し、歳入歳出の総額を7億1,965万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの第1表であります。

歳出で人件費を追加し、歳入で人件費の追加に伴う南十勝介護認定審査会負担金の追加及び一般会計からの繰入金で調整するものであります。

続きまして、議案第79号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ384万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億6,440万6,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの第1表であります。

給与条例等の改正による人件費の追加及び人事異動に伴う減額を一般会計からの繰入金で調整するものであります。

続きまして、議案第80号についてであります。

第1条は、令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるものとす。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入は、第1款第2項営業外収益に4万8,000円を追加するものであります。支出は、第1款第1項営業費用に13万円を追加するものであります。

補正の内容であります。人件費の追加及びそれに伴う他会計負担金の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、13万円を追加するものであります。

以上をもちまして、議案第74号から議案第80号までの補正予算について提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

すみません。訂正をさせていただきます。議案第79号であります。57ページであります。申し訳ございません。57ページの議案第79号であります。第1条であります。歳入歳出の総額にそれぞれ384万1,000円を「追加し」と私は説明しましたが、これも、「減額」であります。大変申し訳ございません。訂正方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、私のほうから、農業費、林業費について補足説明をさせていただきます。

一般会計の歳入歳出補正予算の事項別明細書（第9号）の14ページをお願いいたします。また、併せまして、議案資料の18ページをお願いしたいと思います。事項別明細書は14ページ、議案資料は18ページでございます。よろしくお願ひいたします。

事項別明細書14ページの5款1項3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金に計上しております農業生産資材等高騰対策支援事業補助金3,000万円の追加について説明をいたします。

議案資料の18ページをお願いいたします。

1の目的でありますけれども、原油高騰や物価上昇による飼肥料、農薬、燃料等の高騰に伴いまして、農業経営に影響を受けている生産者に対しまして支援金を給付する農協の取組を支援するため、「広尾町農業生産資材等高騰対策支援事業補助金」を創設いたします。

2の事業実施主体等でありまして、ただいま申し上げましたとおり農協が主体となつて行う事業でありまして、1点目の生産資材価格高騰対策事業としてコスト上昇分に応じた支援金を交付するもの、2点目としまして酪農経営緊急支援対策事業として国の酪農支援策における道外との補填単価差額の2,800円を交付するもの、この2つの対策事業に対しまして本予算を計上させていただきます。いただいたところあります。

資料の19ページから20ページの表には、それぞれ事業費算定に用いる経営基盤の区分、それぞれ

の積算数値、それに基づく交付予定額、一番右に対象戸数を記載しております。お目通しをいただきたいというふうに思います。

以上の内容によります農協の事業費でありますけれども、20ページをお願いいたします。

概算ですけれども、6,014万9,200円を予定しております、これの2分の1、上限の3,000万円を補助するものとなっております。

21ページの4の交付対象者、5の事業の流れにつきましては、記載のとおりであります。

次に、同じく事項別明細書14ページであります。5款2項2目の林業振興費の関係であります。資料につきましては、22ページであります。

この事業につきましては、林業事業者への支援でありまして、原材料や原油の価格高騰が事業者の経営を圧迫していることに鑑みまして、本町内に本店を構える法人または町内に住所がある個人事業者で、かつ北海道林業登録事業体である者を対象に、法人に対しては一律5万円、個人に対しては一律3万円を給付する内容であります。

見出し4の申請及び給付方法につきましては、記載のとおりであります。

以上、農業費、林業費の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 次に、水産業費の説明をいたします。

事項別明細書15ページをお願いします。また、議案資料の24、25ページをお願いいたします。漁業の緊急支援金給付事業についてです。

先ほどの林業費と重複する点が多いので、異なる箇所を簡単に説明したいと思います。

1、目的は、記載のとおりであります。

2、給付の対象者といたしましては、①、広尾漁業協同組合員で漁業を営んでおり、漁協の指導に基づき効率的な漁業を継続していく意思がある者。②、③については記載のとおりです。

3、支援金の額です。法人組合員は5万円、個人組合員は3万円とします。

4、申請等につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、商工費の説明をします。

事項別明細書の17ページをお願いします。議案資料の26、27ページをお願いいたします。

中小企業への緊急支援金給付事業になります。

こちらも内容が重複しておりますので、異なる箇所を簡単に説明いたします。

1、目的は、記載のとおりであります。

2、給付の対象者といたしましては、①、町内に独立した事業所の本店及び本社等を有し、町内で事業を営み、引き続き事業を継続していく意思がある者。②、28ページ記載の別表で定める業種で、中小企業信用保険法で規定する中小企業並びに個人事業主であること。ただし、個人事業主の場合は広尾町民であることといたします。ほか、③、④は、記載のとおりであります。

3、支援金の額についてです。法人事業主は5万円、個人事業主は3万円とします。

4、給付金の申請等につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、議案資料の29ページをお願いします。

広尾町原油価格高騰対策運送事業者緊急支援金支給事業についてです。

1、目的としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響に加え、原油価格の高騰が町内事業者の経営を圧迫している中で、特に運送業界における燃料の価格高騰の影響が大きいことに鑑み、町内で道路運送事業者等を営む中小企業者等に対して支援金を支給することで、事業の持続と雇用の確保を図ることを目的としております。

2、支給の対象といたしましては、①、町内に主に運送業を営む独立した事業所の本店及び本社等を有し、引き続き事業を継続していく意思がある者。②、中小企業信用保険法で規定する中小企業者及び個人事業主で、道路貨物運送事業等に必要な許可及び認可を全て有している者。③、町税等及び使用料の滞納がなく、暴力団排除条例に該当しない者、もしくは④、町長が特に認めた者を対象とします。

30ページをお願いします

3、支援金の額についてです。対象事業者に対し10万円、対象事業者が保有する該当車両1台につき1万円とします。

4、給付金の申請等につきましては、申請の期日を本補正予算成立から1月31日までとします。対象の事業者は町に申請後、審査、支給決定で通知を受けた後、町に支給請求書を提出し、口座振替にて支給いたします。

今後の予定としましては、本日の議決終了後、業務に取りかかりまして、対象者に申請関係の書類を随時送付いたします。その他ホームページなどで町民に周知いたします。申請の手続が順調に進めば、早い方で12月中には支援金が支給される予定であります。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から水道事業会計までの7件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から水道事業会計までの7件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案7件については、議会規則第55条の質疑の回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第74号から議案第80号までの7件に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） ただいま国のいわゆる飼料、肥料、燃油等の高騰対策に対する交付金の事業の関係で説明がありました。

まず冒頭に、これらの補正予算について他の十勝管内の町村で見ますと、例えば更別村とか音更町、幕別町、新得町、これ全部調べていませんけれども、9月の定例会でこういった補正予算の計上をしていますし、あと、ほかの町村については本別町とか芽室町、清水町なんかは10月の臨時議会で提案されているのですけれども、本町のように議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したというところなのですけれども、管内のほかの自治体でそういった広尾町のような自治体があれば、ご説明いただきたいと思います。

それから、今、詳細について説明を受けたのですけれども、例えば農業生産資材等高騰対策支援事業の部分で19ページ、それから20ページ、生産資材高騰対策と酪農経営緊急支援対策、合わせて6,000万円ちょっとになるのですけれども、これに対する町の補助金は約2分の1の3,000万円となっております。ただ、ほかの町村、一部分でありますけれども、例えば芽室町については、1戸当たり均等割5万円、それから畑作10アール当たり、1反当たり200円、酪農については上限30万円を支給するとなっておりますし、更別村は経産牛1頭につき2,200円という形で提案されております。そのほか、本別町も1戸当たり5万円ですとか、音更町については肥料代として1反、10アール当たり1,000円、飼料代として1頭当たり3,125円とか、そういった飼料、肥料あるいは頭数に応じて町の助成金という形で予算計上されているのですけれども、この辺の広尾町の積算根拠といいますか、例えば畑作だったり、酪農だったり、飼料、肥料、それぞれ分野に分けてほかの町村はやっていますけれども、その点、広尾町はどのように分析をされたのかと、あわせて特に畜産の部分でいきますと、経産牛、月齢26か月以上のいわゆる飼料の補填になるかと思うのですけれども、例えば26か月未満の牛といいますか、これらについても当然一定程度の飼料の消費というのはあると思うのですけれども、これらについての積算の内容についてはどのようになっているのか、この点についてお尋ねいたします。

## 1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 農業生産資材等のご質問でありますけれども、全般的な資材高騰、物価高騰に対する議会の開催の関係について1点目でありましたので、この関係につきましては、先ほどご承認もいただきましたけれども、広尾町の場合には時間的な余裕がないという判断の下に、議員の皆様にもご理解をいただいて専決処分をさせていただきました。

そこそこの町の議会の中で考え方がございますので、それぞれの町の考え方でやっているというふうに思いますけれども、特に私どものほうで専決処分させていただいたのは、町民の生活に直接影響のある部分で、水道の減免ですとか、あるいは福祉灯油に係る部分等含めて、12月中に間に合わせるために10月中に専決処分させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

あと2点目の農業生産の具体的な内容でございますけれども、正直この関係につきましては、農協からの要望もありまして、具体的に農協と今まで詰めてきたわけでありまして、具体的な畑の面積ですとか、そういった部分での単価がどういったことになっているのかという部分なので

すけれども、先ほど申し上げましたように、全体を積み上げました中で、農協の6,000万円という事業費の中で、町として2分の1の助成、補助金を出していくということで積算をしております、2点目の酪農経営緊急支援のほうにつきましては、1頭当たり2,800円という単価が出ておりますけれども、その前の生産資材等については、これ、注意書きに書いていますけれども、一戸一戸の生産者ごとに算定したという、これ農協のほうで算定した内容でして、町は中身のほうを詳しく聞いていないのですけれども、それでは駄目なのですけれども、農協のほうからこういった形で支援をお願いしたいという内容で積算をしております、そういった内容でご理解をいただければというふうに思います。

1、議長（堀田） ほかになければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第74号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから議案第80号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第80号までの7件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案7件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は討論を省略します。

これより議案第74号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第9号）についてから議案第80号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括採決します。

お諮りします。本案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 発議第17号

1、議長（堀田） 日程第19、発議第17号 乳幼児及び児童医療費助成事業の拡大に関する決議についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、山谷照夫議員、登壇の上、説明願います。

1、12番（山谷） 発議第17号 乳幼児及び児童医療費助成事業の拡大に関する決議について。

上記の決議書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

乳幼児及び児童医療費助成事業の拡大に関する決議。

現在、乳幼児及び児童医療費助成事業については、北海道の事業として6歳未満の乳幼児（通院・入院費）と小学生（入院費）を対象に医療費が助成されている。

広尾町では、平成27年度から独自事業として、乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に「広尾町乳幼児及び児童医療費助成事業に関する条例」により、中学生までの医療費の全額を助成している。

一方、少子化を背景に北海道広尾高等学校の間口維持に向けた環境は年々厳しくなっており、今後も引き続き「将来の夢と希望の実現は広尾高校から」をキャッチフレーズとして、町内はもとより管内外の中学生・保護者から選ばれる高校として存続することが「まちづくり」として必要と考える。

よって、広尾町議会としては、令和4年第3回広尾町議会定例会における行政報告において、中学生までを対象としている医療費の全額助成制度を高校生まで拡大するとの方針は、子育て支援のほか、広尾高等学校の生徒数確保に向けた支援策の一環として資することから、事業の取組を推進していくことを望むものであります。

以上、決議とする。

令和4年11月29日。

北海道広尾郡広尾町議会。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和4年第4回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時04分